

ロシア連邦大統領令

ロシア連邦の技術的独立性および重要な情報インフラストラクチャーの安全性の確保 にかかわる措置について

ロシア連邦の技術的独立性および重要な情報インフラストラクチャーの安全性を確保するため、以下を決定する。

1. 以下を定める：

a) 2022年3月31日より、2011年7月18日付連邦法第223-FZ号「特定の種類の法人による物品、役務およびサービスの調達について」にしたがって調達を行う発注者（地方自治体が出資する組織をのぞく）（以下、「発注者」）は、自らに帰属するところのロシア連邦の重要な情報インフラストラクチャー（以下、「重要な情報インフラストラクチャー」）の重要な施設において使用するための外国製ソフトウェア（ハードウェアソフトウェアパッケージに組み込まれているものを含む）（以下、「ソフトウェア」）の調達、ならびにそのようなソフトウェアをそのような施設において使用するために必要なサービスの調達を、当該の調達の実施を可能とすることに関するロシア連邦政府が権限を与えた連邦行政機関との間の合意なしに行うことはできない；

b) 2025年1月1日より、国家権力機関および発注者が自らに帰属するところの重要な情報インフラストラクチャーの重要な施設において外国製ソフトウェアを使用することを禁止する。

2. ロシア連邦政府は以下を行う：

a) 以下を1カ月以内に承認する：

国家権力機関および発注者が自らに帰属するところの重要な情報インフラストラクチャーの重要な施設において使用するソフトウェアに対する要求事項；

発注者が自らに帰属するところの重要な情報インフラストラクチャーの重要な施設において使用するための外国製ソフトウェアの調達、ならびにそのようなソフトウェアをそのような施設において使用するために必要なサービスの調達に関する合意の規則；

b) 重要な情報インフラストラクチャーの主体が、自らに帰属するところの重要な情報インフラストラクチャーの重要な施設において、主としてロシア製の無線電子機器および通信機器を使用することができるようにするための総合的施策を6カ月以内に実施する。ここには以下が含まれる：

重要なインフラストラクチャーの主体が、自らに帰属するところの重要な情報インフラストラクチャーの重要な施設において、主として信頼できるソフトウェアハードウェアパッケージを採用することに転換する期限および手順を定める；

本令にのっとったロシア連邦の法制度の改正が行われるようはからう；

重要な情報インフラストラクチャー向けの信頼できるソフトウェアハードウェアパッケージの開発、製造、技術サポート、サービスメンテナンスに特化した研究生産事業体が設立されその活動の体制が整備されるようはからう；

無線電子機器および通信機器の開発、製造、技術サポート、サービスメンテナンスの分野の人材の養成および再教育の体制を整備する；

上記の分野におけるモニタリングおよび監視の体制を構築する；

c) 以下の監視が行われるようにする：

本項「a」号にしたがって承認された規則の発注者による遵守状況；

本令第1項「b」号が定める禁止措置の国家権力機関および発注者による履行状況。

3. 本令はその署名の日をもって発効する。

ロシア連邦大統領
V.プーチン

モスクワ、クレムリン
2022年3月30日
第166号